

青森県報

第三千四十号

平成二十一年
一月二十八日
(水曜日)

目次

告 示

広域連合の規約の変更……………	(市)	振興町	課	…	一
救急病院の名称変更の届出……………	(医療)	薬務課	…	一	一
保安林の指定施業要件の変更予定……………	(林)	政 課	…	一	一
右 同……………	()	同	…	二	二
右 同……………	()	同	…	二	二
道路の区域の変更……………	(道)	路 課	…	三	三
道路の供用の開始……………	()	同	…	三	三
公 告……………	()	同	…	三	三
特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告……………	(民)	生 活	課	…	三
右 同……………	(文)	化	課	…	四

告 示

青森県告示第四十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第一項の規定により、つがる西北五広域連合の規約の変更を平成二十一年一月十六日許可したので、同条第五項の規定により公表する。

平成二十一年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第四十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により認定した救急病院から、その名称を次のとおり変更した旨の届出があった。

平成二十一年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更に 変更前	変更に 変更後	区 分	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
弘前メディカルセンター	弘前メディカルセンター			弘前市大字大町二丁目二の九	平成 三・一・一

青森県告示第四十七号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十一年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上北郡おいらせ町松原一丁目七三の五四二地先（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及びおいらせ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第四十八号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十一年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上北郡おいらせ町一川目一三三地先・三六 地先（以上二筆地先について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及びおいらせ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第四十九号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十一年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三沢市大字三沢字浜通八九一地先・九 二の一 地先（以上二筆地先について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備及び公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第五十号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十一年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上北郡おいらせ町一川目一三九の一地先（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及びおいらせ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十一年二月二十七日まで青森県農林水産部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間		備考
			前	後	
1	県道	久栗坂造道線	青森市造道三丁目七三の一〇から 青森市造道三丁目二五の一四まで	一三・二メートルから 一六・五メートルまで	敷地の幅員
			二〇〇・〇メートル	二〇〇・〇メートル	敷地の延長

青森県告示第五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十一年二月二十七日まで青森県農林水産部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
-----	---------	--------

公 告

県道 久栗坂造道線	青森市造道三丁目七三の一〇から 青森市造道三丁目二五の一四まで	平成三・一六
--------------	------------------------------------	--------

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十一年一月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人大一朝日・サポート

三 代表者の氏名

太田 竜生

四 主たる事務所の所在地

青森市橋本三丁目二〇の一四

五 定款に記載された目的

この法人は障害者のための就労支援等に関する事業を行い、地域社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十一年一月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人「JOY」

三 代表者の氏名

時田 俊正

四 主たる事務所の所在地

青森市大字油川字千刈一五の九

五 定款に記載された目的

この法人は、青森地区の障害者に対して就労移行支援等に関する事業を行い、地域社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭